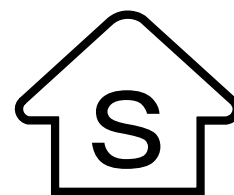


ねじの「耐ゆるみ性能」 を認定します。



ねじがゆるむのは、「ねじが戻り回転しない場合」と「ねじが戻り回転する場合」に大別できます。前者のねじが戻り回転しないでゆるむのは、例えば、木材が乾燥収縮によるゆるみ、地震など過大な外力によるゆるみ等があります。これらは、経時変化によるものが多く事前に対策を講じれば防止することも可能です。

通常、ねじがゆるむのは、後者の「ねじが戻り回転してゆるむ」場合です。このゆるみによってボルトにガタが生じたり、車などの振動でナットやボルトが落ちることがあります。

(一社)日本鋼構造協会では、ゆるみ止め対策としてダブルナットを施すとしていますが、木造建築物ではここまでの対策を講じていないのが現状です。通常起こり得るゆるみは防止したいのですが、ダブルナットでは手間やコストアップになってしまいます。できれば、その他の方法でゆるみを止める効果があればよいのですが、その方法が有効に働いているのか疑問を持つことがあります。

このようなことから、当センターでは下記のとおり金物の「強度性能」、「防せい防食性能」に加えて、新たにねじの「耐ゆるみ性能」を認定します。

記

1. 認定の条件

認定は、下記の条件を満足するものとします。

- ①耐ゆるみ性能は、ねじが戻り回転してゆるむのを防止する性能に限ります。
- ②ボルト又はナットに耐ゆるみ性能を有するのであれば、これらの強度区分、防せい防食性能及び工場の品質管理等が当センター接合金物規格と同等以上であることが条件となります。
- ③耐ゆるみ性能は、別に定めるねじの耐ゆるみ性能を有していること。

2. 認定の種別

認定の種別はSマークの性能認定とし、「強度性能」+「防せい防食性能」+「耐ゆるみ性能」の3点セットで認定します。

3. 認定の有効期間

認定の有効期間は3年とし、3年毎に更新のための審査を行います。

4. 申請料

37万円(外税)：接合金物認定手数料規定の性能認定手数料を参照

5. その他

認定を取得した耐ゆるみ性能の機能を既認定の性能認定金物に付加する場合は、変更申請で行うことができます。